



【会派 NEWS】 2019(令和元)年 11 月 21 日号 週刊 Vol.39
ご意見ご要望はお気軽に 〒184-0012 小金井市中町3-26-15-301
TEL 090-3345-6929 FAX 042-381-5074 watanabedaizou@gmail.com

「西岡マネー」市議候補後援会に 事実上の「議決態度買収」では？

西岡市長の「統治能力(ガバナンス)」の欠如や「法令遵守(コンプライアンス)意識」の欠如が12月8日投票の市長選の大きな争点になっている中、また新たな問題が発覚しました。

平成29年の市議選に際して、西岡市長が、市議選立候補予定者の後援会に現金を供与していたというのです。

11月18日開催の市議会総務企画委員会での私の質問に対して、西岡市長は「政治資金規正法にのっとり、適切に寄付をした」と現金供与をおこなった事実を認めました。

平成28年8月1日、小金井市議会が全会一致で可決し、西岡市長が公布した「小金井市議会基本条例」が施行されました。その第13条には以下の条文があります。

第13条(市長と議会の関係)

議会は、二元代表制の下、市長と相互に独立かつ対等で緊張感ある関係を保持するものとする。

市長が提出した議案や予算を審議、議決する市議会議員側に、市長から「毒(現金)」が回っていたのでは、「緊張感のある関係」を保持できるわけがありません。見ようによっては、議決態度を現金で買収したとすら見られかねませんので。

このような条例が施行されて半年も経たずに、市長が市議選立候補予定者に現金を手渡すなどは、市民常識に照らしてあってはならないことだと私は思います。そもそも、この条例を公布したのは、他ならぬ西岡市長なのですから。

事務担当者が**衝撃**の証言

本件に関しては、私に情報が寄せられたので、少し

調査を進めてみたのですが、その中で、見過ごすことのできない重大な証言を得ることができました。

証言は、西岡市長の推薦で市議選に立候補した当該市議会議員選挙立候補予定者(落選)の政治資金収支報告担当の事務職員(当時)によるものです。

私の質問要旨は「Q」、事務職員の回答要旨は「A」として記載します。現時点では市長を除く個人名は伏せておきます。回答は文書で得ています。

Q① 会への西岡真一郎市長の寄付は、収支報告によれば平成28年12月20日に3万円となっておりますが、年月日、金額は正確でしょうか？もし不正確なら、真正な年月日と金額をお知らせください。また、なぜ不正確な記述をしているのでしょうか？会計責任者のT氏から何か具体的な指示があったのでしょうか？。であるとすれば、なぜ不正確な記述を要するのか、指示の内容を詳しくお知らせください。

A① 年月日は正確ではありません。真正な年月日は平成29年1月13日です。不正確にした理由は、Tを通じて聞いた以下の西岡市長からの指示だったからです。平成29年1月15日に熨斗袋の中身が確かに金3万円であることをTに確かめさせられた後に、更に2月にもう一回西岡市長から3万円がもらえるけれども、同一期に5万円を超え寄附を受取ると収支報告書にその旨記載しないといけなくなるので、平成28年分の収支報告書の受理がまだ終わっていないのなら、平成29年に1回、平成28年にも1回受け取ったように内容を書き換えておいてくれと。西岡市長の指示だからと私は言われたのです。従いまして寄付年月日の平成28年12月20日というのは全くの架空で、且つその日にTが西岡市長に会ったアリバイも存在しません。

Q② 年間5万円以下の寄付に関しては、収支報告に名前を載せず「名寄せ」できるルールになっていますが、なぜ、西岡市長の寄付に関して記載したのでしょうか？。会計責任者のT氏から何か指示があったのでしょうか？。であるとすれば、指示の内容をお知らせください。

A② 当初は市長名につきましては全くの空欄で提出する段取りになっていました。寄附をもらったTが嬉しそうに西岡市長からもらったことが公になれば、Tという人間に箔が付くという内容のことを言っていましたので、T本人の同意はあったと思います。

Q③ 収支報告では平成28年12月20日の寄付に関して、横棒で削除されていますが、削除した経緯をお知らせください。5万円以下であるので、東京都選挙管理委員会から削除を求められたのでしょうか？。削除はされていますが、平成28年分の寄付総額の中には西岡市長からの3万円の寄付が含まれているという理解で宜しいでしょうか？。

A③ 経緯についてですが、横棒で削除は都選管の担当職員様の申し出に因るものです。削除ではありません。単なる訂正です。ページ内金額は一切変わっていませんので。都選管の担当職員様については、普通はこういう風にするものとやんわり言われたからその指示に従ったままで、他に深い意味はありません。平成28年分の寄付総額の中には西岡市長からの3万円の寄付が含まれています。

Q④ 小金井市議会基本条例(平成28年8月1日施行)の第13条(市長と議会の関係)には「議会は、二代表制の下、市長と相互に独立かつ対等で緊張感ある関係を保持するものとする」と規定されています。市長が市議会議員やその後援会に現金を寄付するのは、いわゆる「与党議員(市長提出の予算や議案に賛成する議員)」を増やすためであり、事実上の議決態度買収です。これでは「緊張感ある関係」など保持できません。西岡市長による寄付は、小金井市議会基本条例の趣旨に反しているとお感じになりませんか？。

A④ 議決態度買収だなと感じる行為が後にあり、それは平成29年2月中旬に宮地楽器ホールで小金井市主催の福祉講演会が行われる際に、その前の2月初旬に議会の控え室で数人の市議の皆さんが市の公費イベントがTが司会で執り行われるのはおかしいと騒ぎになり、Tが講演会に参加出来なかった出来事がありました。裏では二人は随分と残念がっていました。それをもって寄付が単なる依怙鼻根ではなく、2月にもう一度と密約されていた寄附金もあるだろうし、福祉講演会が典型で、Tの知名度向上のために何ふり構わない市長の本音の発露であり、寄付に福祉講演会まで加わって漸く実際の議

決態度買収とはこういうことなのかもと気付いたものです。当然条例の趣旨に反しております。

Q⑤ その他、本件寄付に関して、何かご意見や補足説明がありましたら、ご自由にお書きください。

A⑤ 綺麗事かもしれませんが、首長というのは政策と公約でもって議会を説得していくタイプの仕事と存じます。そこが弱かったから寄附に走られたのかなど市民感覚を持ちました。議決態度買収が疑われる行為があったわけですから、小金井市選管がTに選挙費用数十万円を公費助成している、少なくとも市長のこの御決裁は誤りを認め、早急に返還させるべきと考えます。民間でしたら背任に当たる行為です。議会に対しての説明も大事かと思いますが、合わせてT共々この寄附に関する市民の皆さまへの説明責任も果たして下さい。またあの市議選でTが元の職場の業務によって得られた利用者名簿を使用しての選挙戦が法令に照らして適正なものであったかどうか小金井市議会として十分に検証して頂きたいです。

市長、疑惑を否定できず 「お時間いただきたい」

11月18日の市議会総務企画委員会で私は、上記を西岡市長に手渡しして、指摘されている点に関する真偽を尋ねました。特にQ①A①は、政治資金規正法が罰則をもって禁止する「虚偽記載」になるので、非常に重たい意味を持ちます。

驚いたことに、西岡市長は指摘されている疑惑を一切否定せず、「事実関係の調査のためにお時間をいただきたい」とだけ答弁しました。

通常、政治家が事実無根の指摘を受ければ、その場で明確に否定するべきものです。なぜ、何一つ否定せずに「時間かせぎ」をしたのでしょうか？

私としても、現時点で「クロ」とは断定的には結論を出していませんが、非常に不可解な市長の態度を見て、疑惑が深まった感をめぐえません。

上記は2019年11月20日現在の状況です。

■本件に関する私の質問と西岡市長の答弁はYouTubeで御覧いただけます

YouTubeで以下の言葉で検索すると、私の質問と西岡市長の答弁が出てきます。一つ目は17分34秒経過のところから最後までです。二つ目は2分56秒経過のところから最後までです。ご視聴ください。

総務企画委員会 R1.11.18 10:24-10:49

総務企画委員会 R1.11.18 11:47-13:12